

短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大に伴う老齢厚生年金等の在職支給停止に関する経過措置について

平成 28 年 10 月 1 日から常勤雇用者の 4 分の 3 未満の勤務で、以下の条件をすべて満たす常時 501 人以上の企業に勤めている短時間労働者が新たに厚生年金保険の被保険者（以下「短時間労働被保険者」といいます。）となりました。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ③ 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと

平成 29 年 4 月 1 日からは、さらに被保険者数が常時 500 人以下の事業所についても次のアまたはイの条件を満たす場合は、厚生年金保険の被保険者となりました。

ア 地方公共団体に属する全ての事業所

イ 上記ア以外で、労使合意（働いている方々の 2 分の 1 以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）に基づき申出をする法人・個人の事業所

※注 平成 30 年 4 月 30 日までに申出が受理された場合に限りです。

この改正により、すでに老齢厚生年金や退職共済年金を受けている方で短時間労働被保険者となった場合は、年金の月額と賃金の月額に応じ、年金の一部または全部の支給が停止（在職支給停止）される場合があります。

なお、今回の改正により新たに適用される年金の在職支給停止においては、次の経過措置が設けられています。

在職支給停止に関する経過措置

1. 経過措置の対象者

老齢厚生年金または退職共済年金を受けている 65 歳未満の方のうち、次のいずれかの年金額の特例（※）が適用されている方は、今回の改正により短時間労働者として厚生年金保険の被保険者となると、年金の定額部分の額及び加給年金額が全額停止されますので、年金の支給額が大幅に減少するため、一定の条件を満たす場合に、定額部分の額及び加給年金額の支給停止を行わないこととする経過措置が設けられています。

※年金額の特例

①障害者特例

障害等級が 1 級から 3 級までの障害状態にある者の年金額の特例

②長期加入者特例

国家公務員共済の加入期間が 44 年以上あることによる年金額の特例

(1) 平成 28 年 10 月 1 日からの経過措置の適用となる方

次のアからウまでの全てに該当する方

- ア 平成 28 年 10 月 1 日前において年金額の特例該当者である方
- イ 平成 28 年 10 月 1 日前から短時間労働者として同じ事業所へ勤務し引き続き 10 月 1 日に短時間労働被保険者となった方
- ウ 平成 10 月 1 日に当該短時間労働者として厚生年金保険の適用拡大の対象となり、被保険者となった方

(2) 平成 29 年 4 月 1 日からの経過措置が適用となる方

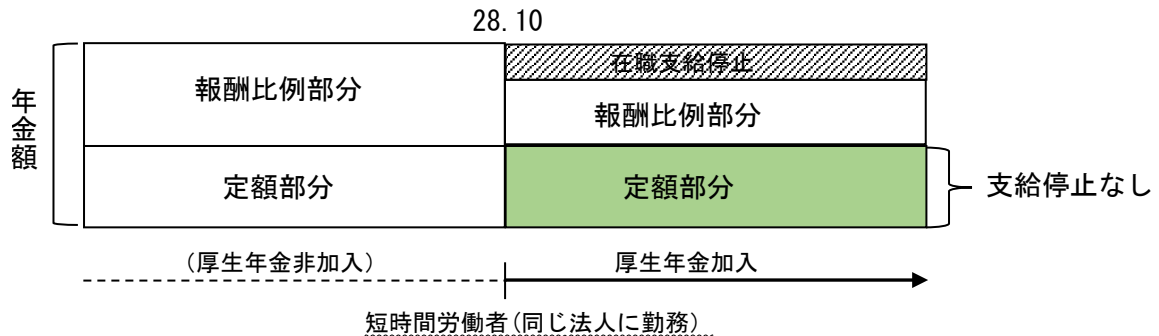
次のアからウまでの全てに該当する方

- ア 平成 29 年 4 月 1 日前において年金額の特例該当者である方
- イ 平成 29 年 4 月 1 日前から引き続き同一の事業所にお勤めの短時間労働者である方
- ウ 次のいずれかに該当する方
 - ・ 地方公共団体に属する事業所にお勤めの方で平成 29 年 4 月 1 日に被保険者となった方
 - ・ お勤めの事業所で労使合意に基づく申出が受理され、被保険者となった方。(申出が受理された日から適用されます)(※注) 平成 30 年 4 月 30 日までに申出が受理された場合に限りです。

2. 経過措置の内容

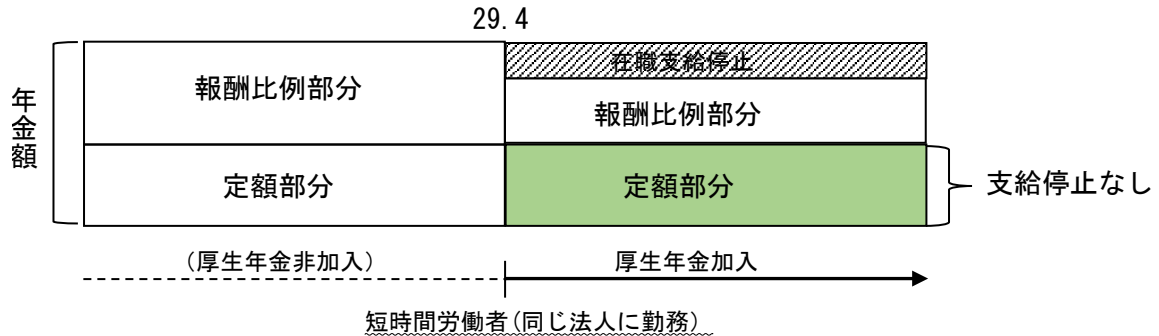
経過措置が適用されている間、年金額のうちの定額部分(繰上げによる年金を受けている場合は「繰上げ調整額」)の支給停止は行わない。

<平成 28 年 10 月適用の経過措置の例>

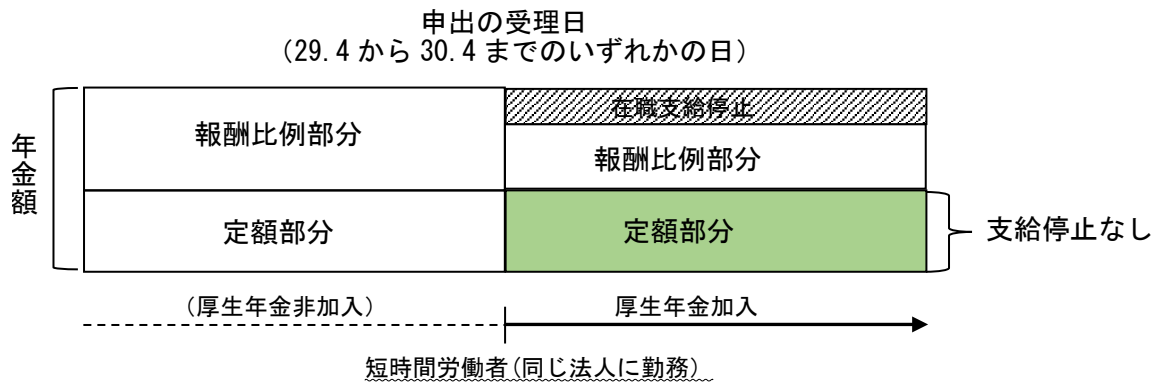


<平成 29 年 4 月適用の経過措置の例>

- ・ 地方公共団体に属する事業所にお勤めの方



- ・ 労使合意に基づく申出が受理された事業所にお勤めの方



3. 経過措置に該当する場合の手続き

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生・退職共済年金在職支給停止一部解除届」に必要事項を記入の上、次のいずれかの書類を添えて、連合会へご提出願います。

添付していただく書類

(1) 平成 28 年 10 月 1 日からの配慮措置の適用となる方の手続書類

(次のいずれか)

- 平成 28 年 9 月 30 日以前から引き続きその法人へ勤務していることを明らかにすることができる書類 (給与明細の写し、雇用契約書の写しなど)
- 平成 28 年 9 月 30 日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明書 (届書の「事業主証明欄」に証明していただくことも可能です。)

(2) 平成 29 年 4 月 1 日からの配慮措置の適用となる方の手続書類
(次のいずれか)

○平成 29 年 3 月 31 日以前から引き続きその法人へ勤務していることを明らかにすることができる書類（給与明細の写し、雇用契約書の写しなど）

○平成 29 年 3 月 31 日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明書（届書の「事業主証明欄」に証明していただくことでも可能です。）

4. 経過措置の終了

退職等で厚生年金の被保険者資格を喪失したり、65 歳に到達したときには経過措置は終了します。

経過措置の終了後は通常の計算方法により在職支給停止されます。